

有害使用済機器の保管等に関する ガイドラインの構成案

ガイドラインの目的・位置付け

本ガイドラインは、有害使用済機器の保管・処分等に関する制度を所管する自治体向けと、有害使用済機器の適正な取扱い等を周知する観点から事業者向けの2種類を作成する。

	①自治体編	②事業者編
対象	有害使用済機器の保管・処分等に関する制度を所管する都道府県及び政令市の担当者	有害使用済機器の保管又は処分を業として行おうとする者
目的	担当者向けに、有害使用済機器の指定、当該機器の保管・処分の基準、届出手続き等について解説することで、制度の運用の円滑化を図ることを目的としている。	対象事業者向けに、対象となる有害使用済機器、当該機器の保管・処分の基準、届出手続き、具体的な取組例等について解説することで、制度の運用の円滑化を図ること、併せてその他の事業者にも有害使用済機器の適正な取扱い等を周知することを目的としている。

ガイドライン（自治体編）の目的・構成

自治体編の構成は以下のとおりであり、制度対象となる機器の範囲、保管・処分の基準、届出手続に加え、報告徴収や立入検査規定等を掲載する。また、制度運用の円滑化に資するよう、制度の各種規定について解説する。

1. はじめに

- ・ 廃棄物処理法改正の背景・目的
- ・ ガイドラインの位置付け
- ・ 用語の定義

2. 有害使用済機器の指定対象

- ・ 有害使用済機器の概要
- ・ 有害使用済機器の指定
- ・ 有害使用済機器の判別

3. 有害使用済機器の保管及び処分の基準

- ・ 保管及び処分の基準の概要
- ・ 有害使用済機器の保管基準
- ・ 有害使用済機器の処分基準

4. 維持管理

- ・ その他遵守すべき事項

5. 有害使用済機器の保管等に関する届出手続き

- ・ 有害使用済機器の保管等に関する届出手続の概要
- ・ 届出除外対象者について
- ・ 有害使用済機器の保管に関する届出の流れ

6. 報告徴収、立入検査等

- ・ 目的
- ・ 罰則

7. その他の事項

- ・ 運用上の留意事項

8. （参考）巻末

- ・ 届出様式及び記載例
- ・ 参考資料

ガイドライン（事業者編）の目的・構成

事業者編の構成は以下のとおりであり、制度対象となる機器の範囲、保管・処分の基準、届出
手続きを中心に、簡潔でわかりやすいものとなるよう構成を工夫する。

（事業者編の内容は自治体編に包含されるため、以降では自治体編の構成について説明。）

1. はじめに

- ・廃棄物処理法改正の目的
- ・ガイドラインの位置付け
- ・用語

2. 有害使用済機器の指定対象

- ・有害使用済機器の概要

3. 有害使用済機器の保管等に関する届出

4. 現場における適正な管理等

- ・現場での有害使用済機器の判別
- ・保管の基準
- ・処分の基準
（・禁止行為）
- ・帳簿の整備
- ・立入検査への対応

5. その他の事項

- ・届出様式、記載例

第1章 はじめに

第1章では、有害使用済機器の不適正な取扱いによる環境影響事案発生防止を目的とした廃棄物処理法改正の背景・目的、ガイドラインの位置付け、用語の定義について整理する。

項目	内容
1.1 廃棄物処理法改正の背景・目的	国内における雑品スクラップによる諸問題について概説し、改正廃棄物処理法の内容・目的について説明。
1.2 ガイドラインの位置付け	本ガイドラインの策定経緯、ガイドラインの対象者（制度を所管する都道府県及び政令市の担当者）、ガイドラインの構成について説明。法令の解説の他、有害使用済機器の望ましい管理のあり方についても記載。
1.3 用語の定義	ガイドライン中の用語解説。

第2章 有害使用済機器の指定対象

第2章では、有害使用済機器の概要、これまでの検討会で御議論いただいた有害使用済機器の指定、現場での有害使用済機器の判別について整理する。

項目	内容
2.1 有害使用済機器の概要	改正廃棄物処理法の関連条文及びその解説について記載。
2.2 有害使用済機器の指定	改正廃棄物処理法政令の関連条文を示すとともに、有害使用済機器の指定にあたっての基本的な考え方、家庭用機器と業務用機器の取扱い、具体的な指定品目について解説。また、有害使用済機器の指定範囲と改正バーゼル法の規制対象範囲の違いについても説明。
2.3 有害使用済機器の判別	現場での対象機器の判別が円滑化されるよう、明らかに業務用機器とみなせるもの等を写真を用いて説明。また、有害使用済機器のうち、破損した機器や部品等の取扱いについて、写真等を用いて説明。

第3章 有害使用済機器の保管及び処分の基準

第3章では、保管及び処分の基準の概要、保管場所の囲い・土壌地下水汚染防止対策・火災及び延焼防止対策・保管高さ等の有害使用済機器の保管に係る基準、破碎・切断等の有害使用済機器の処分に係る基準について整理する。

節	内容
3.1 保管及び処分の基準の概要	改正廃棄物処理法の関連条文及びその解説について記載。条文について、有害物質漏洩による飛散・流出や、土壌・地下水汚染防止の観点と油の漏洩による火災の発生防止の観点から解説。
3.2 有害使用済機器の保管基準	関連条文で定められている以下の項目に関して解説。 <ul style="list-style-type: none">・ 囲いの設置・ 保管ヤード付近の掲示板の設置・ 土壌・地下水汚染防止・ 保管高さ・ 飛散流出に関する必要な措置・ 生活環境の保全、公衆衛生の保全等・ 火災・延焼防止
3.3 有害使用済機器の処分に係る基準	<ul style="list-style-type: none">・ 飛散流出防止・ 騒音・振動等の防止・ 火災防止等・ 施設設置時の対策・ 処分に伴う保管・ 特定家庭用機器に該当する品目の処分

第3章 有害使用済機器の保管及び処分の基準

	保管基準	処分基準
囲いの設置	<ul style="list-style-type: none"> 適正な保管を行うために囲いを設け、保管場所を明確化 	—
保管ヤード付近の掲示板の設置	<ul style="list-style-type: none"> 掲示板の設置、記載項目 	—
土壌・地下水汚染防止	<ul style="list-style-type: none"> 容器による保管 床面の不浸透措置（コンクリートの敷設等） 排水溝・油水分離槽の設置 	—
保管高さ	<ul style="list-style-type: none"> 保管方法別の高さ、勾配 	—
飛散及び流出防止	<ul style="list-style-type: none"> フェンスの設置 容器による選別保管 保管高さ 	<ul style="list-style-type: none"> 屋内処分 防塵カバー 処理に不適切な物品の除去
生活環境の保全、公衆衛生の保全等	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動防止 悪臭防止 衛生環境 	<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動防止（屋内設置、振動防止装置、稼働時間等）
火災・延焼防止	<ul style="list-style-type: none"> 保管高さ 離隔距離 	<ul style="list-style-type: none"> 処理に不適切な物品の除去 各処理方法での対策
その他	<ul style="list-style-type: none"> 特に有害性が高い物質（水銀、鉛） 発火性物質を含む部品（油） 	—

第4章 維持管理

第4章では、有害使用済機器の適正処理の観点から有害使用済機器保管等業者が整備する帳簿への記載事項について整理する。

項目	内容
4.1 その他遵守すべき事項	改正法条文、関連政令条文、帳簿への記載事項等について解説。

<帳簿記載事項>

帳簿記載事項	備考
品目	有害使用済機器の品目毎に記載。
受入先	複数の受入先がある場合は、全て記載。
受入量	複数の受入先がある場合には、受入先毎に記載。 ※計量単位は重量に統一することが望ましい。
取扱法（選別、解体、処分等）	受入れた有害使用済機器の取扱い方法を記載。 （選別、解体、破碎（切断）、圧縮等の別）
持出先	有害使用済機器（及びその解体、処分等を行った後の産物、残渣等）を含む品目毎について、持出先を記載。複数の持出先がある場合は、品目毎に全ての持出先を記載。 ※受け入れた機器を、処分等をおこなわずそのまま持ち出す場合は、受け入れ時と同様の品名を記載。 ※処理により部品や原材料等になる場合は、例えば「アルミスクラップ」、「ラジエーター」等の品目で記載。
持出量	有害使用済機器の持出量について記載します。複数の持出先がある場合には、品目毎、持出先毎に記載。

第5章 有害使用済機器の保管等に関する届出手続

第5章では、届出手続の概要（法令上の関連箇所とその解説）、届出除外対象者、届出の流れ・事項等について整理する。

項目	内容
5.1 有害使用済機器の保管等に関する届出手続の概要	改正廃棄物処理法の関連条文及びその解説について記載。
5.2 届出除外対象者	届出除外対象者として、廃棄物処理業者等で有害使用済機器と同等の機器を取扱う事業者、保管量が少ないこと等により人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者、その他除外対象者について整理。
5.3 有害使用済機器の保管等に関する届出について	届出の流れ、届出の時期、届出の提出先、届出事項について説明。

第5章 有害使用済機器の保管等に関する届出手続

届出事項は次のとおり。

届出事項	項目
申請者の基本情報	氏名又は名称
	住所
	その他申請者の基本情報を示す書類
事業一般に関する事項	事業所及び事業場の所在地
	事業計画の概要
	事業開始年月日
	事業場の概要
	事業場の面積
	付近の見取図
	事業の用に供する場所の使用権限を有することを証する書類
保管に関する事項	保管する品目
	保管場所の面積
	保管量・保管高の上限
	保管場所の構造がわかる図面（平面図、構造図等）
処分に関する事項	処分の方法
	処分する品目・数量
	処分施設の種類・数量・設置場所・構造の概要がわかる図面（平面図、構造図）

第6章 報告徴収、立入検査等

第6章では、報告徴収、立入検査等の目的および廃棄物処理法に基づく罰則について整理する。

項目	内容
6.1 目的	改正廃棄物処理法の関連条文及びその解説について記載。
6.2 罰則	本制度に基づく罰則（報告徴収、立入検査、改善命令、措置命令、届出義務違反の各関連）について整理。

<罰則規定>

	罰則の対象者	懲役・罰金
措置命令違反 (法第25条第1項第5号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条の6第1項の規定による命令に違反した者	5年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はこれを併科
改善命令違反 (法第26条第2号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による命令に違反した者	3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はこれを併科
届出義務違反 (法第30条第6号)	法第17条の2第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をして有害使用済機器の保管又は処分を業として行った者	30万円以下の罰金
報告徴収に関する不報告等 (法第30条第7号)	法第17条の2第3項において準用する法第18条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者	
立入検査の拒否等 (法第30条第8号)	法第17条の2第3項において準用する法第19条第1項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、又は忌避した者	

第7章 その他の事項

第7章では、今後の制度運用に当たっての留意事項を示す。また、有害使用済機器の適正な保管等に関する優良な取組事例について整理する。

項目	内容
7.1 運用上の留意事項	<p>以下の留意事項について説明。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 先行事例である自治体の取組の水準引き下げとならないような運用・ 機器の有害性等の更なる実態把握と適時適切で機動的な対応・ 給湯器、配電盤、無停電電源装置（UPS）の更なる実態把握・ スクラップヤードの継続的な実態把握・ 実態把握等も踏まえた必要な対策の実施

第8章 巻末

第8章では、届出様式及び記載例、参考資料（油水分離槽の容量に関する計算方法等）について整理する。

項目	内容
8.1 届出様式及び記載例	5章で説明した届出事項に基づき、届出様式およびその記載例について説明。
8.2 参考資料	関連する法令や基準等（油水分離槽の容量に関する計算方法等）を参考として掲載